



2018 (平成30) 年
4月5日
木曜日

発行所
福島民報社
福島市太田町13-17
(郵便番号960-8602)

電話代表 (024) 531-4111
編集局531-4122 広告局531-4153
事業局531-4173 販売局531-4175

購読のお申し込み
0120-373437



避難者訴訟 地裁いわき判決

原告と東電が控訴

原告賠償

東京電力福島第一原発事故に伴い、避難区域となった市町村から避難した住民ら七十七世帯二百十六人が、東電に約百三十三億円の損害賠償を求めた集団訴訟で、原告団は四日、地裁いわき支部判決を不服として控訴した。東電側も同日、控訴した。

原告側は一審で避難

に伴う慰謝料などとして原告事故発生から結審まで毎月五十万円の支払いを求めている。裁判と避難の長期化で請求額が想定より膨らんだため、控訴審では事故発生から七年間の既払い金に月五万円の上乗せを求めた。住み慣れた古里を追われた「ふるさと喪失」慰謝料の請求額は一審の一人当たり二十万から五百万円に減額した。控訴審での慰謝料請求の総額は約

十八億八千万円となった。

いわき市で記者会見した原告側弁護士は「一審判決は原告の主張を認めながらも賠償額は原告の実感と懸け離れた不当な判断だった」と控訴理由を語った。東電側は控訴の理由を「判決内容を精査し、総合的に判断した」としている。

三月二十二日の地裁いわき支部判決では東電の責任を認め、原告二百十六人のうち二百十三人に総額約六億一千万を支払うよう命じた。